

◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表
 ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第六章 罰則（第二十九条・第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第六章 罰則（第二十九条・第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。</p>

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係にある相手から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。

この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条</p>	<p>被害者</p>	<p>被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）</p>
------------	------------	--

[新設]

<p>第六条第一項</p>	<p>配偶者又は配偶者であつた者</p>	<p>同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者</p>
<p>第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第一号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項</p>	<p>配偶者</p>	<p>第二十八条の二に規定する関係にある相手</p>
<p>第十条第一項</p>	<p>離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合</p>	<p>第二十八条の二に規定する関係を解消した場合</p>

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて適用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。